

令和5年3月31日

保護者様

岡山県立倉敷南高等学校

校長 鳥越 信行

### 新型コロナウイルス感染症に関する対応について

陽春の候、保護者の皆様にはますます御清祥のこととお喜び申し上げます。日頃より本校教育活動に御理解・御協力いただき感謝申し上げます。

さて、4月1日以降の新型コロナウイルス感染症に関する対応について、次にまとめましたので御確認いただきますよう、お願い申し上げます。

#### 記

##### 1 マスク着用について

- 生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とします。
- ただし、登下校時に通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、生徒及び教職員についても、着用が推奨されます。
- 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにします。生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行います。
- 学校教育活動の中で、「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、活動の場面に応じて、一定の感染症対策を講じます。これは、部活動等において同様の活動を実施する場合も同様とします。そのため、登校時にはマスク持参の御協力をお願いします。
- 加えて、新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含め、感染症が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は生徒に着用を促すことも考えられますが、そういった場合においても、マスクの着用を強いることのないようにします。
- 咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うように生徒に指導します。

## 2 出席停止の取扱いについて

### (1) 学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止

- ア 感染が判明した場合
- イ 感染者の濃厚接触者に特定された場合
- ウ 学校で感染者と接触があった者のうち、手洗いなどの手指衛生や咳エチケット、換気等の基本的な感染対策を行わずに飲食を共にした場合等
- エ 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられる場合
- オ 同居の家族に未診断の発熱等の症状がみられる場合（感染レベル1のため不適用）

### (2) 出席停止の期間について

- アについては、発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快(※)後24時間経過
- イについては、感染者と最終接触があった日を0日として翌日から5日間
- ウについては、濃厚接触者の取扱いを参考にして学校において判断する
- エ及びオについては、症状がみられなくなるまで、もしくは医療機関を受診して新型コロナウイルス感染症の疑いなくなるまで

※ 症状の軽快とは、解熱剤を使用していない状態で概ね 37.5℃以下で、かつ、呼吸器症状が改善傾向にある状態